

公立大学法人大阪の監事の任命（案）

○ 概要

- ・知事及び市長が協議の上、任命。（新法人定款第12条第3項）
- ・定数は2人以内。（新法人定款第8条）
- ・任期は任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての財務諸表の承認の日まで。（新法人定款第13条第4項）
- ・会計監査を含む法人の業務の全般的な監査を実施。

○ 監事

- ・西田正吾氏（現 府大監事、放送大学大阪学習センター所長）
- ・白井 弘氏（現 市大財務・会計担当理事（非常勤）、公認会計士）

○ 任命理由

- ・新法人の設立にあたり、円滑な法人運営を担保するため、両大学の現状を十分に理解している人物を2人任命する。

【 参 考 】

○公立大学法人大阪定款

（定数）

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長2人、理事7人以内及び監事2人以内を置く。

（理事及び監事の任命）

第12条 1-2 省 略

3 監事は、知事及び市長が協議の上、任命する。

（任期）

第13条 1-3 省 略

4 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。

5-7 省 略